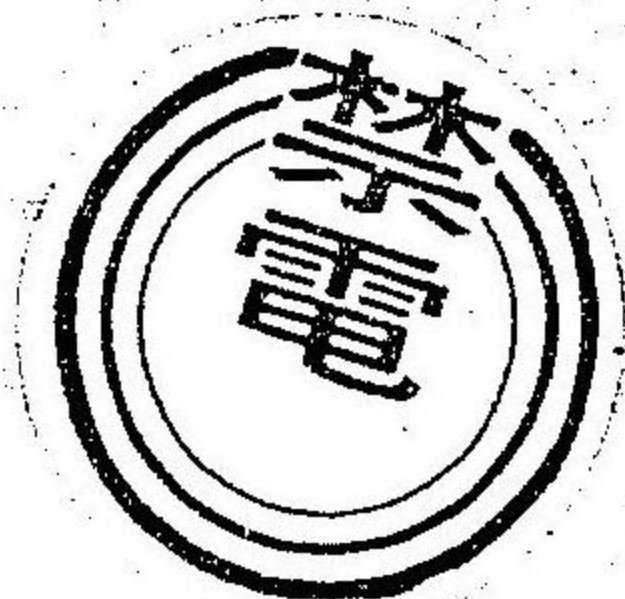


刑事訴訟法

CZ  
791  
015



036646-000-4

CZ-791-015

刑事訴訟法

文錦堂

M34

BBS-0065





改正 刑事訴訟法目次

C2  
791  
015

第一編 總則	.....	一
第二編 裁判所	.....	二
第一章 裁判所ノ管轄	.....	六
第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避回避	.....	九
第三編 犯罪ノ捜査起訴及豫審	.....	十
第一章 捜査	.....	十
第一節 告訴及告發	.....	十一
第二節 現行犯罪	.....	十三
第二章 起訴	.....	十五
第三章 豫審	.....	十六
第一節 令狀	.....	十六
第二節 削除	.....	二十一
第三節 證據	.....	二十一
第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質	.....	二十二
第五節 檢證搜索及ヒ物件差押	.....	二十三





第六節	證人訊問	二十六
第七節	鑑定	二十一
第八節	現行犯ノ豫審	三十二
第九節	保釋	三十五
第十節	豫審終結	三十七
第四編	公判	四十
第一章	通則	四十
第二章	區裁判所公判	四十九
第三章	地方裁判所公判	五十四
第五編	上訴	五十五
第一章	通則	五十五
第二章	控訴	五十七
第三章	上告	五十九
第四章	抗告	六十五
第六編	再審	六十七
第七編	大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續	六十九
第八編	裁判執行、復權及特赦	七十一

第一章	裁判執行	七十一
第二章	復權	七十二
第三章	特赦	七十四
附則		七十五
刑事訴訟法改正法律案理由書		七十八

改正 刑事訴訟法目次終



# 刑事訴訟法

## 第一編 總則

第一條 公訴ハ犯罪ヲ證明シ刑ヲ適用スルコトヲ目的トスルモノニシテ法律ニ定メタル區別ニ從ヒ檢事之ヲ行フ

第二條 私訴ハ犯罪ニ因リ生シタル損害ノ賠償、贖物ノ返還ヲ目的トスルモノニシテ民法ニ從ヒ被害者ニ屬ス

第三條 公訴ハ被害者ノ告訴ヲ待テ起ルモノニ非ス又告訴、私訴ノ拋棄ニ因テ消滅スルモノニ非ス但法律ニ於テ特ニ定メタル場合ハ此限ニ在ラス

第四條 私訴ハ其金額ノ多寡ニ拘ハラズ公訴ニ付キ第二審ノ判決アルマテ何時ニテモ其公訴ニ附帶シテ之ヲ爲スコトヲ得

第五條 公訴ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ公訴附帶ノ私訴ニ參加スルコトヲ得

第六條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ民法ニ從ヒ被害者ヨリ賠償、返還ヲ要ムル妨礙ト爲ルコトナカル可シ

第六條 公訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

第一 被告人ノ死去



第二 告訴ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ告訴ノ拋棄

第三 確定判決

第四 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止

第五 大赦

第六 時効

第七條 私訴ヲ爲ス權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

第一 拋棄又ハ和解

第二 確定判決

第三 時効

第八條 公訴ノ時効ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因テ成就ス

第一 違警罪ハ六月

第二 輕罪ハ三年

第三 重罪ハ十年

第九條 私訴ノ時効ハ被害者無能力ナルトキ又ハ公訴ニ附帶セスシテ其訴ヲ爲シタルトキト雖モ公訴ノ時効ト其期間ヲ同クス

公訴ニ付キ既ニ刑ノ言渡アリタルトキハ民法ニ定メタル時効ノ例ニ從フ

第十條 公訴、私訴ノ時効ハ犯罪ノ日ヨリ其期間ヲ起算ス但繼續犯罪ニ付テ

ハ其最終ノ日ヨリ起算ス

第十一條 時効ハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期間ノ經過ヲ中斷ス其未タ發覺セサル正犯、從犯及ヒ民事擔當人ニ付テモ亦同シ

時効ノ經過ヲ中斷シタルトキハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其期間ヲ起算ス

第十二條 起訴、豫審又ハ公判ノ手續其規定ニ背キタルニ因リ無効ニ屬スルトキハ時効ノ經過ヲ中斷スル効ナカル可シ但裁判所ノ管轄違ナルニ因リ其手續ノ無効ニ屬スルトキハ此限ニ在ラス

第十三條 被告人免訴又ハ無罪ノ言渡ヲ受ケタル場合ニ於テ其訴訟ノ原由告

訴人、告發人又ハ民事原告人ノ惡意若クハ重過失ニ出テタルトキハ是等ノ者ニ對シ損害ノ償ヲ要ムルコトヲ得

被告人刑ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ告訴人、告發人又ハ民事原告人ヨリ惡意若クハ重過失ニ因リ其犯罪ニ付キ過實ノ申立ヲ爲シタルトキ亦同シ

民事原告人上訴ヲ爲シ敗訴シタルトキハ被告人其上訴ニ因リ生シタル損害ノ償ヲ要ムルコトヲ得

要償ノ訴ハ本案ノ判決アルマテ何時ニテモ其裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第十四條 被告人無罪ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ判事、檢事、裁判所書記、執

刑事訴訟法 總則

三



達吏、司法警察官又ハ巡查、憲兵卒ニ對シ要償ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス但是等ノ官吏被告人ニ對シ故意ヲ以テ損害ヲ加ヘ又ハ刑法ニ定メタル罪ヲ犯シタル場合ハ此限ニ在ラス

第十五條 此法律ニ於テ期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ起算シ日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス若シ最終ノ日休暇ニ當ルトキハ期間ニ算入ス可カラス但時効ノ期間ハ此限ニ在ラス  
一日ト稱スルハ二十四時ヲ以テシ一月ト稱スルハ三十日ヲ以テシ一年ト稱スルハ曆ニ從フ

第十六條 此法律ニ定メタル期間ニハ海陸路八里毎ニ一日ノ猶豫ヲ加フ八里ニ滿サルモノト雖モ三里以上ナルトキ亦同シ  
島嶼又ハ外國ニ付テハ裁判所ニ於テ特ニ附加期間ヲ定ムルコトヲ得

第十七條 此法律ニ於テ訴訟ヲ爲スニ付キ定メタル期間ヲ經過シタルトキハ特別ノ場合ヲ除ク外其訴訟ヲ爲ス權ヲ失フ可シ

第十八條 訴訟關係人ハ裁判所所在ノ地ニ住セザルトキハ其地ニ假住所ヲ定メ裁判所ニ届出ツ可シ否ラザルトキハ書類ノ送達ナシト雖モ異議ヲ申立ルコトヲ得ス

第十九條 書類ノ送達ハ此法律ニ於テ別ニ規定アラザルトキハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第二十條 官吏、公吏ノ作ル可キ書類ハ其所屬官署、公署ノ印ヲ用ヒ年月日及ヒ場所ヲ記載シテ署名捺印シ毎寫ニ捺印シ若シ官署、公署ノ印ヲ用ユルコト能ハサル場合ニ於テハ其事由ヲ記載ス可シ此規定ニ背キタルトキハ其書類ノ効ナカル可シ

官吏、公吏ニ非サル者ノ作ル可キ書類ニハ本人自ラ署名捺印ス可シ

第二十一條 官吏、公吏訴訟ニ關スル書類ノ原本、正本又ハ謄本ヲ作ルニ付キ文字ヲ改竄ス可カラス若シ挿入、削除及ヒ欄外ノ記入アルトキハ之ニ認印ス可シ文字ヲ削除スルトキハ之ヲ讀ミ得ヘキ爲メ字體ヲ存シ其數ヲ記載ス可シ此規定ニ背キタルトキハ其變更増減ノ効ナカル可シ

第二十一條ノ二 官吏、公吏ニ非サル者ノ署名捺印ス可キ場合ニ於テ捺印スルコト能ハザルトキハ署名ノミヲ爲シ署名スルコト能ハザルトキハ立會人ヲシテ代署セシメ捺印ノミヲ爲シ若シ署名捺印スルコト能ハザルトキハ立會人ヲシテ代署セシム可シ

立會人ハ其代署ノ事由ヲ記載シテ署名シ又ハ署名捺印ス可シ  
官吏、公吏ノ面前ニ於テハ本人署名スルコト能ハサル場合ト雖モ立會人ヲ要セス官吏、公吏代署シテ其事由ヲ附記ス可シ



第二十二條 此法律ハ頒布以前ニ係ル犯罪ニモ亦之ヲ適用ス

頒布以前ニ爲シタル訴訟手續當時ノ法律ニ背カサルトキハ其效アリトス

第二十三條 此法律ハ陸海軍ニ關スル法律ヲ以テ處分ス可キ者ニ適用スルコトヲ得ス

第二十四條 此法律ニ於テ親屬ト稱スルハ刑法第百十四條第百十五條ノ規定ニ從フ

### 第二編 裁判所

#### 第一章 裁判所ノ管轄

第二十五條 犯罪ノ種類ニ關スル裁判所ノ管轄ハ裁判所構成法ノ規定ニ從フ管轄ヲ異ニスル數箇ノ犯罪ニ付キ同時ニ同一ノ被告人ニ對シ訴アリタルトキハ上級ノ裁判所併セテ之ヲ管轄ス

第二十六條 同等ノ裁判所ニ於テハ犯罪ノ地又ハ被告人所在ノ地ノ裁判所ヲ以テ豫審及ヒ公判ノ管轄ナリトス

第二十七條 數箇ノ裁判所ノ管轄ナル場合ニ於テハ其中ニテ最初豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第二十八條 從犯ハ正犯ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

數箇ノ裁判所ノ管轄ニ屬スル正犯數名アルトキハ其中ニテ最初豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル皇族ノ犯罪ニ付テハ其正犯、從犯ハ身分ノ如何ヲ問ハス大審院ニ於テ之ヲ管轄ス

第二十九條 外國ニ在テ犯シタル罪本邦ノ法律ニ依リ處斷ス可キモノニシテ内地ニ於テ被告人ヲ逮捕シタルトキハ逮捕ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス又外國ヨリ送致シタルルキハ送致ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス 關席判決ヲ爲ス可キ場合ニ於テハ被告人最後ノ住所ノ地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第三十條 海船内ノ犯罪ニ付テハ定繫港又ハ犯罪後最初ニ著船シタル地ノ裁判所ヲ以テ其管轄ナリトス

第三十一條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲ス場合及ヒ其決定ヲ爲ス裁判所ハ裁判所構成法第十條ノ規定ニ從フ

第三十二條 管轄裁判所ノ指定ニ付テノ申請ハ檢事其他訴訟關係人ヨリ之ヲ爲スコトヲ得

大審院ニ於テ管轄裁判所ヲ指定ス可キ場合ニ於テハ檢事總長ハ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其申請ヲ爲スコトヲ得

刑事訴訟法 裁判所、裁判所ノ管轄



第三十三條 管轄裁判所ノ指定ニ付キ申請ヲ爲サントスル者ハ申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ其趣意書ヲ差出ス可シ  
裁判所ハ書類ニ依リ其申請ヲ決定ス可シ

第三十四條 犯罪ノ性質、被告人ノ身分、員數、地方ノ民心其他重大ナル事情ニ由リ裁判ニ對シ紛擾又ハ危險ヲ生スル恐アルトキハ公安ノ爲メ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得

第三十五條 公安ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ハ司法大臣ノ命ニ因リ大審院檢事總長ヨリ其院ニ之ヲ爲ス可シ

大審院ニ於テハ訴訟關係人ノ申立ヲ聽クコトナク其申請ヲ決定スヘシ  
第三十六條 被告人ノ身分、地方ノ民心又ハ訴訟ノ模様ニ因リ裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサル恐アルトキハ嫌疑ノ爲メ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得

第三十七條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ハ管轄裁判所ノ檢事其他訴訟關係人ヨリ上級裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

民事原告人嫌疑アル裁判所ニ私訴ヲ爲シ又被告人其裁判所ニ於テ異議ノ申立ナクシテ本案ニ付キ辯論ヲ爲シタルトキハ前項ノ申請ヲ爲スコトヲ得ス  
第三十八條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移ス申請ス爲スニハ其趣意書ニ適テ原裁

判所ニ差出ス可シ裁判所書記ハ速ニ一通ヲ相手方ニ送達シ相手方ハ其送達アリタルヨリ三日内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ得

裁判所ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ其訴訟手續ヲ停止スヘシ  
第三十九條 前條ノ申請ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ニ於テハ書類ニ依リ其申請ヲ決定ス可シ

### 第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避、回避

第四十條 判事ハ左ノ場合ニ於テ法律ニ依リ其職務ノ執行ヨリ除斥セラル可シ

- 第一 判事被害者ナルトキ
- 第二 判事又ハ其配偶者ト被告人、被害者又ハ是等ノ者ノ配偶者ト親屬ナルトキ但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖モ亦同シ
- 第三 判事其事件ニ付キ證人、鑑定人ト爲リタルトキ又ハ被告人若クハ被害者ノ法律上代理人ナルトキ
- 第四 判事其事件ノ豫審終結ニ干與シ又ハ不服ヲ申立テラレタル裁判ノ前審ニ干與シタルトキ

第四十一條 判事法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルル場合及ヒ偏頗ナル

刑事訴訟法 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避回避



裁判ヲ爲スコトヲ疑フニ足ル可キ情况アル場合ニ於テハ檢事其他訴訟關係人ヨリ之ヲ忌避スルコトヲ得

第四十二條 忌避ノ申請及ヒ其裁判ニ付テハ民事訴訟法第二十四條乃至第三十八條ノ規定ニ從ス

第四十三條 忌避ノ申請アリタルトキハ公判ニ付テハ其辯論ヲ中止ス可シ豫審ニ付テハ仍ホ其處分ヲ繼續ス可シ但急速ヲ要セサル事件ニ付テハ豫審手續ヲ中止スルコトヲ得

第四十四條 判事自ラ第四十條ニ定メタル原由アルコトヲ認メ又ハ回避ス可キモノト思料シタルハ回避申請ノ管轄裁判所ニ回避ノ申立ヲ爲ス可シ其裁判所ニ於テハ回避ノ申立ヲ裁判ス可シ

第四十五條 本章ノ規程ハ裁判所書記ニモ之ヲ準用ス但其裁判ハ書記所屬ノ裁判所之ヲ爲ス可シ

### 第三編 犯罪ノ捜査、起訴及ヒ豫審

#### 第一章 捜査

第四十六條 檢事ハ後ニ記載シタル告訴、告發、現行犯其他ノ原由ニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ其證據及ヒ犯人ヲ搜

査ス可シ

第四十七條 警視總監及ヒ地方長官ハ各其管轄地内ニ於テ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査スルニ付キ地方裁判所檢事ト同一ノ權ヲ有ス但東京府知事ハ此限ニ在ラス

左ニ記載シタル官吏、公吏ハ檢事ノ補佐トシテ其指揮ヲ受ケ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査ス可シ

第一 警視警部長、警部、警部補

第二 憲兵將校、下士

第三 島司

第四 郡長

第五 林務官

第六 市町村長

第四十八條 汽船内ノ犯罪ニ付テハ船長ニ於テ司法警察ノ職務ヲ行フ可シ

#### 第一節 告訴及ヒ告發

第四十九條 何人ニ限ラス犯罪ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ犯罪ノ地若クハ被告ノ所在ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ告訴スルコトヲ得

刑事訴訟法 犯罪ノ捜査起訴及ヒ豫審、捜査、告訴及ヒ告發



司法警察官告訴ヲ受ケタルトキハ違警罪ニ付キ即決ヲ爲ス場合ヲ除ク外速ニ其書類ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致ス可シ

第五十條 告訴人ハ成ル可ク其證據及ヒ事實參考ト爲ル可キコトヲ申立ツ可シ

第五十一條 告訴ハ告訴人ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲ス可シ又告訴ハ口述ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得其告訴ヲ受ケタル官吏ハ調書ヲ作り告訴人ニ之ヲ讀聞カセ共ニ署名捺印ス可シ若シ告訴人署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第五十二條 官吏、公吏其職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ速ニ其職務ヲ行フ地ノ檢事ニ告發ス可シ

告發ハ官吏、公吏ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲シ成ル可ク證據及ヒ事實參考ト爲ル可キ事物ヲ添フ可シ

第五十三條 何人ニ限ラズ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ第五十條、第五十一條ノ規定ニ從ヒ其所在ノ地若クハ犯罪ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ告發スルコトヲ得

告發ヲ受ケタル司法警察官ハ第四十九條ノ規定ニ從ヒ其處分ヲ爲ス可シ

第五十四條 告訴、告發ハ代人ニ委任シテ之ヲ爲スコトヲ得但第五十二條ノ場合ハ此限ニ在ラス

無能力者ノ告訴ハ法律上代理人之ヲ爲スモ其效アリトス

第五十五條 告訴、告發ハ其取下ヲ爲シ又ハ其申立ヲ變更スルコトヲ得此場合ト雖モ第十三條ノ規定ニ從ヒ被告人ヨリ要償ノ訴ヲ受クルコトアル可シ

### 第二節 現行犯罪

第五十六條 現行犯罪トハ現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル罪ヲ謂フ

第五十七條 重罪、輕罪ニ付キ左ノ場合ハ現行犯ニ准ス

第一 犯人トシテ一人又ハ數人ニ追呼セラルトキ

第二 兇器、贓物其他ノ物件ヲ携帯シ又ハ身體、被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料ス可キトキ

第三 家宅内ニ於テ犯シタル罪ヲ檢證スル爲メ又ハ其犯人ト思料ス可キ者ヲ逮捕スル爲メ戸主ヨリ官吏ニ其處分ヲ求メタルトキ

第五十八條 司法警察官及ヒ巡查、憲兵卒其職務ヲ行フニ當リ重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタルトキハ合狀ヲ待タスシテ被告人ヲ逮捕ス可シ



罰金ノ刑ニ該ル可キ輕罪又ハ違警罪ノ現行犯アルコトヲ知リタルトキハ被告  
人ノ氏名、住所ヲ問ヒ輕罪ニ付テハ檢事、違警罪ニ付テハ即決ヲ爲ス可  
キ官署ニ告發ス可シ其氏名、住所分明ナラス又ハ逃亡ノ恐アル者ハ檢事若  
クハ官署ニ引致スルコトヲ得

第五十九條 巡查、憲兵卒被告人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ司法警察官ニ  
引致ス可シ

其被告人ヲ受取リタル司法警察官ハ逮捕及ヒ告發ニ付テノ調書ヲ作ル可シ  
第六十條 何人ニ限ラス重罪又ハ禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪ノ現行犯アル場合  
ニ於テハ直チニ被告人ヲ逮捕スルコトヲ得

第六十一條 前條ノ場合ニ於テ被告人ヲ逮捕シタル者ハ之ヲ司法警察官ニ引  
致ス可シ若シ引致スルコトヲ得サルトキハ自己ノ氏名、職業、住所及ヒ其  
逮捕ノ事由ヲ陳述シ假ニ之ヲ巡查、憲兵卒ニ引渡スコトヲ得

被告人ヲ巡查、憲兵卒ニ引渡シタルトキハ速ニ告訴又ハ告發ヲ爲ス可シ  
被告人又ハ巡查、憲兵卒ハ逮捕ヲ爲シタル者ニ對シ共ニ官署ニ至ルコトヲ  
求ムルヲ得但逮捕ヲ爲シタル者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ其求ヲ拒ムコ  
トヲ得ス

### 第二章 起訴

第六十二條 地方裁判所檢事犯罪ノ搜查ヲ終リタルトキハ左ノ手續ヲ爲ス可  
シ

第一 重罪ト思料シタル事件ニ付テハ豫審判事ニ豫審ヲ求ム可シ

第二 輕罪ト思料シタル事件ニ付テハ其輕重難易ニ從ヒ豫審ヲ求メ又ハ  
直チニ其裁判所ニ訴ヲ爲ス可シ

第三 裁判所構成法第十六條第二號第三號ニ記載シタル輕罪又ハ違警罪  
ト思料シタル事件ニ付テハ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ區裁判所  
檢事ニ送致ス可シ

第六十三條 區裁判所檢事犯罪ノ搜查ヲ終リタル上裁判所構成法第十六條第  
一號第二號ニ記載シタル事件ト思料シタルトキハ其裁判所ニ訴ヲ爲ス可シ

第六十四條 檢事ハ被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セザルモノト思料シタルト  
キハ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致ス可シ

被告事件罪ト爲ラス又ハ公訴受理ス可カラサルモノト思料シタルトキハ起  
訴ノ手續ヲ爲ス可カラス

第六十五條 前數條ノ場合ニ於テ被告事件告訴ニ係ルトキハ檢事ヨリ其處分



ヲ被害者ニ通知ス可シ

第六十六條 檢事豫審ヲ求ムルトキハ證憑及ヒ事實參考ト爲ル可キ事物ヲ送致シ且臨檢ス可キ場所逮捕ス可キ人名及ヒ證人ト爲ル可キ者ヲ指示ス可シ

### 第二章 豫審

第六十七條 現行ノ重罪、輕罪ヲ除ク外豫審判事ハ檢事ノ請求アルニ非サレハ豫審ニ取掛ルコトヲ得ス此規定ニ背キタルトキハ其請求ヨリ以前ニ係ル手續ノ效ナカル可シ

第六十八條 檢事ハ豫審中何時ニテモ豫審判事ニ請求シテ訴訟記録ヲ檢閱スルコトヲ得但二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ  
又必用ナリトスル處分ニ付キ臨時其請求ヲ爲スコトヲ得

#### 第一節 令狀

第六十九條 豫審判事ハ檢事ノ起訴ニ因リ重罪、輕罪ノ事件ヲ受理シタルトキハ被告人ニ對シ先ツ召喚狀ヲ發ス可シ但召喚狀ノ送達ト被告人出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル可シ  
召喚狀ニ因リ出頭シタル被告人ハ即時ニ之ヲ訊問ス可シ又遅クトモ出頭ノ

日ヲ過クルコトヲ得ス

第七十條 豫審判事ハ召喚狀ヲ受ク可キ被告人其管轄地内ニ住セザルトキハ訊問ス可キ條件ヲ明示シテ被告人所在ノ地ノ豫審判事又ハ區裁判所判事ニ其處分ヲ囑託スルコトヲ得

第七十一條 豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀ヲ受ケタル被告人其日時ニ出頭セザルトキハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

第七十二條 豫審判事又ハ受託判事ハ左ノ場合ニ於テ直チニ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

- 第一 被告人定リタル住所アラサルトキ
- 第二 被告人罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡スル恐アルトキ
- 第三 被告人未遂罪又ハ脅迫罪ヲ犯シ仍ホ其目的ヲ遂ケントスル恐アルトキ

第七十三條 勾引狀執行ノ命ヲ受ケタル者ハ其令狀ヲ發シタル判事ニ被告人ヲ引致ス可シ

勾引狀ヲ以テ引致シタル被告人ハ四十八時内ニ之ヲ訊問ス可シ若シ其時間ヲ經過スルトキハ勾留狀ヲ發スルニ非サレハ當然之ヲ釋放ス可シ

第七十四條 豫審判事又ハ受託判事ハ召喚狀又ハ勾引狀ヲ受ケタル被告人疾



病其他正當ノ事由アリテ令狀ニ應スル能ハサルコトヲ疏明シタルトキハ被告ノ所在ニ就テ之ヲ訊問スルコトヲ得

第七十五條 勾留狀ハ被告人ヲ訊問シタル後禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノト思料スルニ非ザレハ之ヲ發スルコトヲ得ス但被告人逃亡シタル場合ニ於テハ其訊問ヲ爲サスシテ之ヲ發スルコトヲ得

第七十六條 總テ令狀ニハ被告事件及ヒ被告人ノ氏名、職業、住所ヲ記載ス可シ但召喚狀ヲ除ク外其氏名分明ナラサルトキハ容貌、體格等ヲ明示ス可シ

又令狀ニハ之ヲ發スル年月日時ヲ記載シ判事及ヒ裁判所書記署名捺印ス可シ  
召喚狀ハ執達吏ヲシテ被告人ニ送達セシメ勾引狀、勾留狀ハ巡查、憲兵卒ヲシテ之ヲ執行セシム

第七十七條 勾引狀、勾留狀ハ時宜ニ因リ正本數通ヲ作り巡查、憲兵卒數人ニ分付スルコトアル可シ  
勾引、勾留狀ヲ執行スルニハ其正本ヲ携帶シ被告人ノ請求アルトキハ之ヲ示ス可シ  
勾引、勾留狀ヲ執行シタルトキハ其正本ニ執行ノ場所及日時ヲ記載シ若シ

執行スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ記載シテ署名捺印ス可シ  
巡查、憲兵卒ハ令狀ニ關スル書類ヲ檢事ニ差出ス可シ

第七十八條 令狀執行ノ命ヲ受ケタル巡查、憲兵卒ハ被告人其家宅若クハ他人ノ家宅ニ潛匿シタルト思料シタルトキハ其地ノ市町村長又ハ其差支アルトキハ隣佑二名以上ノ立會ヲ求メ之ヲ搜索ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ被告人ヲ發見シタルト否トニ拘ハラズ搜索調書ヲ作り立會人ト共ニ署名捺印ス可シ  
家宅搜索ハ日出前日没後之ヲ爲スコトヲ得ス但旅店、割烹店其他夜間ト雖モ衆人ノ出入スル場所ニ付テハ其公開時間内ニ限り何時ニテモ搜索ヲ爲スコトヲ得

第七十九條 豫審判事ハ被告人他ノ管轄地内ニ潛匿シタルコトヲ知り又ハ潛匿シタルト思料シタル場合ニ於テ被告事件急速ヲ要スルトキハ巡查、憲兵卒ニ令狀ヲ帶行セシムルコトヲ得

巡查、憲兵卒ハ被告人所在ノ地ノ豫審判事、檢事又ハ司法警察官ニ令狀ヲ示シテ即時ニ執行ヲ求ム可シ

第八十條 豫審判事ハ被告人所在ノ地ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ各檢事長ニ被告人ノ人相書ヲ送致シ搜查及ヒ逮捕ヲ爲ス可キヲ請求スルヲ得



請求ヲ受ケタル検事長ノ其管轄地内ノ検事ヲノ搜索及ヒ逮捕ノ處分ヲ爲サシム可シ此合場ニ於テ検事ノ發シタル逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ效ヲ有ス

第八十一條 豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル下士以下ノ軍人、軍屬ニ對シ合狀ヲ發シタルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ニ合狀ヲ示ス可シ其長官又ハ隊長ハ已ムコトヲ得サル差支アルニ非サレハ本人ヲシテ速ニ合狀ニ應セシム可シ

第八十二條 勾留狀ヲ受ケタル被告人ハ速ニ其合狀ニ記載シタル監獄署ニ引致ス可シ若シ其監獄署ニ引致スルコト能ハサルトキハ假ニ最近ノ監獄署ニ引致スルコトヲ得

何レノ場合ニ於テモ監獄署長ハ合狀ヲ檢閲シテ被告人ヲ受取リ其證書ヲ渡ス可シ

第八十三條 削除

第八十四條 在監中ノ被告人ニ對シ發シタル勾留狀ハ司獄官吏ヲシテ之ヲ執行セシム

勾留狀執行ニ關シテハ第七十七條ノ規定ヲ適用ス

第八十五條 勾留ヲ受ケタル被告人ハ官吏ノ立會ニ依リ他人ト接見スルコトヲ得

書類ハ豫審判事又ハ検事ノ檢閲ヲ經タル後他人ト之ヲ授受スルコトヲ得

豫審判事ハ必要ナリト思料シタルトキハ被告人ノ監房ヲ別異シ他人トノ接見、書類物件ノ授受ヲ禁シ又ハ其書類物件ヲ差押アルコトヲ得

第八十六條 豫審判事ハ被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノニ非スト思料シタルトキハ豫審中何時ニテモ勾留狀ヲ取消ス可シ

### 第二節 削除

第八十七條 削除

第八十八條 削除

第八十九條 削除

### 第三節 證據

第九十條 被告人ノ自白、官吏ノ檢證調書、證據物件、證人及ヒ鑑定人ノ供述其他諸般ノ徵憑ハ判事ノ判斷ニ任ス

第九十一條 豫審判事ハ検事若クハ被告人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル證據徵憑ヲ集取ス可シ

第九十二條 豫審判事臨檢、搜索、物件差押又ハ被告人、證人ノ訊問ヲ爲スニハ裁判所書記ノ立會ヲ必要トス書記ハ調書ヲ作り豫審判事ト共ニ署名捺



印ス可シ  
裁判所外ニ於テ急遽ノ際書記ノ立會ヲ得ルコト能ハサルトキハ立會人二名アルヲ要ス但監獄署ニ就テ被告人ヲ訊問スルトキハ其監獄署ノ官吏一名ヲシテ立會ハシム可シ  
前項ノ場合ニ於テハ豫審判事自ラ調書ヲ作り之ヲ讀聞カセ立會人ト共ニ署名捺印ス可シ  
書記又ハ立會人ナクシテ爲シタル處分ハ其效ナカル可シ

#### 第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質

第九十三條 豫審判事ハ先ツ被告人ヲ訊問ス可シ但檢證ヲ爲シ又ハ證人ヲ訊問スルニ付キ急速ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス

第九十四條 豫審判事ハ被告人ヲシテ其罪ヲ自白セシムル爲メ恐嚇又ハ詐言ヲ用ユ可カラズ

第九十五條 裁判所書記ハ訊問及ヒ供述ヲ錄取シ被告人ニ之ヲ讀聞カス可シ豫審判事ハ被告人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ問ヒ署名捺印セシム可シ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第九十六條 被告人其供述ニ付キ變更増減ス可キコトヲ申立タルトキハ更ニ

訊問ヲ爲シ其訊問及ヒ供述ヲ錄取シ之ヲ讀聞カセ署名捺印ス可シ

第九十七條 被告人ハ供述書ノ謄本ヲ求ムルコトヲ得

第九十八條 豫審判事ハ被告人ノ共犯ナルコト、人違ナキコト、其他事實ヲ發見ス可キ一切ノ模様ヲ證スル爲メ必要ナリトスルトキハ被告人ト他ノ被告人、證人又ハ其他ノ者ト對質セシムルコトヲ得

第九十九條 書記ハ對質人ノ供述及ヒ對質ニ因リ生スル一切ノ事件ヲ錄取シ對質人ニ其對質ニ關スル部分ヲ讀聞カス可シ

第九十五條、第九十六條ノ規定ハ對質ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第一百條 被告人又ハ對質人譯ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシム若シ譯者、啞者文字ヲ知ラサルトキハ通事ヲ命ス可シ  
被告人又ハ對質人國語ニ通セサルトキ亦同シ

第一百一條 通事ハ正實ニ通譯ス可キ宣誓ヲ爲ス可シ

書記ハ通事ニ調書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム可シ

第一百二十六條、第一百二十七條、第一百四十一條ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

#### 第五節 檢證、搜索及ヒ物件差押

第一百二條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル所ハ犯所又ハ其他ノ場

刑事訴訟法 犯罪ノ搜查、起訴及ヒ豫審 檢證、搜索及ヒ物件差押 二十三



所ニ臨ミ檢證ヲ爲スコシ

第百三條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法、日時、場所及ヒ被告人ノ人違ナキ

コトヲ證明ス可キ模樣ニ付キ調書ヲ作ル可シ

又被告人ノ利益ト爲ル可キ模樣ヲモ記載ス可シ

第百四條 豫審判事ハ被告人ノ住居又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル疑

アル者ノ住所ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得

被告人又ハ物件ヲ藏匿スル者其住居ニ在ラサルトキハ同居ノ親屬若シ其在  
ラサルトキハ市町村長ノ立會アルヲ要ス

第七十八條第三項ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第百五條 豫審判事ハ被告人又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル疑アル者

ノ身體及ヒ之ニ屬スル物件ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

第百六條 豫審判事 臨檢、搜索ニ因リ發見シタル物件其事實ヲ證明スルニ

足ル可シト思料シタルトキハ之ヲ差押ヘテ認印ヲ爲シ目錄ヲ作ル可シ但其

物件ヲ監護シ又ハ遞送スルハ裁判所書記之ヲ擔任ス可シ

第百七條 豫審判事ハ臨檢、搜索、物件差押ニ付キ其日ニ處分ヲ終ラサルト

キハ場所ノ周圍ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クコトヲ得

第百八條 被告人ハ臨檢、搜索、物件差押ノ處分ニ立會ヒ又ハ代人ヲシテ立

會ハシムルコトヲ得

若シ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ自ラ立會フコトヲ得ス但豫審判事本人ノ

立會ヲ必要ナリトスルトキハ此限ニ在ラス

第百九條 豫審判事ハ被告人物件差押ノ處分ニ立會ヒタルト否トヲ問ハス其

物件ヲ被告人ニ示シ辯解ヲ爲サシム可シ

其訊問及ヒ供述ハ之ヲ調書ニ記載ス可シ

第百十條 豫審判事ハ臨檢、搜索ノ場所ニ於テ證人ノ供述ヲ聽クコトヲ必要

ナリトスルトキハ第百十五條以下ノ規定ニ從ヒ之ヲ訊問ス可シ

第百十一條 豫審判事ハ前數條ニ記載シタル處分中何人ニ限ラス允許ヲ得ス

シテ其場所ニ出入スルコトヲ禁スルヲ得

若シ其禁ヲ犯ス者アルトキハ之ヲ逐斥シ又ハ處分ヲ終ルマテ之ヲ留置スル

コトヲ得

第百十二條 豫審判事ハ其管轄地内ト雖モ時宜ニ因リ臨檢、搜索、物件差押

ノ事ヲ區裁判所判事ニ囑託スルコトヲ得

第百十三條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ驛遞、電信、

鐵道ノ官署諸會社ニ其事由ヲ通知シ被告人又ハ豫審事件ニ關係アル者ヨリ

發シ若クハ此等ノ者ニ對シ發シタル書類、電報又ハ物件ヲ受取開披スルコ



トヲ得

但受取證書ヲ渡ス可シ

第百十四條 證言ヲ拒ムコトヲ得ル者ノ所持スル物件ニシテ其默祕ス可キ義務アル事情ニ關スルモノハ其承諾アルニ非サレハ之ヲ差押ヘ及ヒ開披スルコトヲ得ス

### 第六節 證人訊問

第百十五條 證人ノ呼出狀ニハ其氏名、住所及ヒ職業ヲ記載ス可シ又出頭ノ日時、場所及呼出ニ應セサルトキハ罰金ヲ言渡シ且勾引スルコトアル可キ旨ヲ記載ス可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫アル可シ  
第百十六條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ呼出ニ應スル能ハサルコトヲ疏明シタルトキハ豫審判事其所在ニ就テ之ヲ訊問ス可シ

第百十七條 證人ト爲ル可キ者豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍属ナルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ヲ經由シテ呼出狀ヲ送達ス其長官又ハ隊長ハ即時ニ出頭セシム可キコトヲ認可シ又ハ職務上已ムコトヲ得サル差支アルトキハ其事由ヲ付シテ出頭ノ延期ヲ豫審判事ニ請求ス可シ

第百十八條 豫審判事ハ前二條ニ定メタル差支ノ場合ヲ除ク外證人呼出ニ應

セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其不參ニ因リ生シタル費用ノ賠償及ヒ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス

豫審判事ハ其證人ニ對シ罰金ノ言渡書ト共ニ再度ノ呼出狀ヲ送達シ又ハ直チニ勾引狀ヲ發スルコトヲ得  
若シ證人再度ノ呼出ニ應セサルトキハ費用賠償ノ外二倍ノ罰金ヲ言渡ス可シ又勾引狀ヲ發スルコトヲ得

豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍属ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執行ハ軍事裁判所又ハ所屬ノ長官又ハ隊長ニ囑託シテ之ヲ爲ス可シ其勾引ニ付テモ亦同シ

第百十九條 豫審判事ハ證人罰金言渡書ノ送達アリタルヨリ三日内ニ其出頭セサリシコトヲ正當ノ理由ヲ以テ辯解シタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其罰金及ヒ賠償ノ決定ヲ取消ス可シ

第百二十條 證人呼出狀ニ因リ出頭シタルトキハ其呼出狀ヲ差出ス可シ若シ之ヲ遺失シタルトキハ其人違ナキコトヲ疏明ス可シ

第百二十一條 豫審判事ハ證人トシテ呼出シタル者ニ對シ其氏名、年齢、職



業、住所及ヒ第二百二十三條ニ記載シタル者ナリヤ否ヤヲ問フ可シ

第二百二十二條 豫審判事ハ證人ヲシテ良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默秘セ

ス又何事ヲモ附加セサル旨ヲ宣誓セシム可シ

裁判所書記ハ證人ニ宣誓書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム若シ署名捺印ス

ルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第二百二十三條 左ニ記載シタル者ハ證人ト爲ルコトヲ許サス但宣誓ヲ爲サシ

メスシテ事實參考ノ爲メ其供述ヲ聽クコトヲ得

第一 民事原告人

第二 民事原告人及ヒ被告人ノ親屬但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルト

キト雖モ亦同シ

第三 民事原告人及ヒ被告人ノ後見人又ハ此等ノ者ノ後見ヲ受クル者

第四 民事原告人及ヒ被告人ノ雇人又ハ同居人

第二百二十四條 左ニ記載シタル者亦前條ニ同シ

第一 十六歳未満ノ幼者

第二 知覺精神ノ不十分ナル者

第三 瘖啞者

第四 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者

第五 重罪事件又ハ重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ニ付キ公判ニ付セラレタル者

第六 現ニ供述ヲ爲ス可キ事件ニ付キ曾テ訴ヲ受ケ其證據十分ナラサルニ因リ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者

第二百二十五條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第一 官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ者其職務上默秘ス可キ義務アル事情ニ關スルトキ

第二 醫師、藥商、穩婆、辯護士、辯護人、公證人、神職、僧侶其身分、職業ノ爲メ委託ヲ受ケタルニ因テ知リタル事實ニシテ默秘ス可キモノニ關スルトキ

證言ヲ拒ム者ハ拒絕ノ原因タル事實ヲ開示シ且之ヲ疏明ス可シ

第二百二十六條 證人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ供述ヲ肯セサルトキハ豫審判

事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第八十條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對

シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル効力ヲ有ス

豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對スル罰金ノ言渡及ヒ執行ハ軍

事裁判所ニ囑託シテ之ヲ爲ス可シ

第二百二十七條 證人ハ他ノ證人及ヒ被告人ト各別ニ之ヲ訊問ス可シ但事實發

刑事訴訟法 犯罪ノ捜査起訴及ヒ豫審、豫審、證人訊問



見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ證人ト他ノ證人又ハ被告人ト對質セシムル  
コトヲ得

第二百二十八條 豫審判事ハ證人ノ供述ヲ確定ナラシムル爲メ必要ナリトスル  
トキハ犯所又ハ其他ノ場所ニ同行スルコトヲ得

若シ證人同行スルコトヲ肯セタルトキハ第二百十八條ノ規定ニ從フ

第二百二十九條 第一百條第一百一條ノ定規ハ證人ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第二百三十條 皇族證人ナルトキハ豫審判事其所在ニ就キ訊問ヲ爲ス可シ

各大臣ニ付テハ其管廳ノ所在地ニ於テ之ヲ訊問ス若シ其所在地外ニ滯在ス  
ルトキハ其現在地ニ於テ之ヲ訊問ス可シ

帝國議會ノ議員ニ付テハ開會期間其議會ノ所在地ニ滯在中ハ其所在地ニ於  
テ之ヲ訊問ス可シ

第三百一十一條 解審判事ハ證人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ知ラシムル爲メ  
裁判所書記ヲシテ調書ヲ讀聞カセシム可シ

證人ハ其供述ヲ變更増減センヲ請求スルヲ得書記ハ請求アリタルコト及  
ヒ變更増減ノ條件ヲ調書ニ記載ス可シ

調書ニハ豫審判事、書記及ヒ證人共ニ署名捺印ス可シ若シ證人署名捺印ス  
ルコト能ハサルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第三百二十二條 豫審判事ハ證人裁判所所在ノ地ニ住セサルトキハ其住居ノ地  
ノ區裁判所判事ニ訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得

若シ證人管轄地外ニ在ルトキハ其所在ノ地ノ豫審判事又ハ區裁判所判事ニ  
訊問ノ事ヲ囑託スルコトヲ得

第三百二十三條 第一百十八條第一百十九條及ヒ第二百二十六條ニ掲ケタル證人ニ對  
スル豫審判事ノ權ハ受託判事ニモ屬ス

第三百二十四條 證人ハ出頭ニ付テノ旅費、日當ヲ要ムルコトヲ得

### 第七節 鑑定

第三百二十五條 豫審判事ハ犯罪ノ性質、方法及ヒ結果ヲ分明ナラシムル爲メ  
鑑定ヲ必要ナリトスルトキハ學術、職業ニ因リ鑑定スルコトヲ得ヘキ者一  
名又ハ數名ヲシテ鑑定ヲ爲サシム可シ

鑑定ノ爲メ必要ナリトスルトキハ死體ノ解剖ヲ命シ又既ニ埋葬シタル死體  
ヲ解剖シ若クハ檢視スル爲メ墳墓ノ發掘ヲ命スルコトヲ得

第三百二十六條 鑑定ニ付テハ第二百十五條第二百十八條乃至第二百二十一條第二百  
二十三條乃至第二百五條及ヒ第二百二十八條ノ規定ヲ準用ス但鑑定人ニ對シ  
テハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得ス



第三百一十條 鑑定人ノ規定ハ鑑定人ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第三百二十七條 鑑定人ハ公平且正實ニ鑑定ス可キ宣誓ヲ爲ス可シ其宣誓ハ第三百二十二條ノ式ニ從フ

第三百二十八條 鑑定人宣誓ヲ肯セス又ハ宣誓シテ鑑定ヲ肯セサルトキハ豫審判事檢事ノ意見ヲ聽キ刑法第七十九條ニ從ヒ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル效力ヲ有ス

第三百二十九條 豫審判事ハ鑑定人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ鑑定人ヲ増加シ又ハ別人ヲシテ鑑定セシムルコトヲ得

第三百四十條 鑑定人ハ鑑定書ヲ作り其手續、結果及ヒ鑑定ヲ爲シタル時間ヲ詳記ス可シ

若シ結果ヲ得サルトキハ其推測スル所ヲ記載ス可シ

鑑定人意見ヲ異ニスルトキハ各自鑑定書ヲ作り又ハ各自ノ意見ヲ一箇ノ鑑定書ニ記載ス可シ

第三百四十一條 鑑定人ハ旅費、日當及ヒ立替金ノ辨濟ヲ要ムルコトヲ得

### 第八節 現行犯ノ豫審

第三百四十二條 豫審判事ハ檢事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル

輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ檢事ノ請求ヲ待タス直チニ其旨ヲ通知シ豫審ニ取掛ルコトヲ得

豫審判事ハ犯所ニ臨檢シ令狀ヲ發シ其他此章ノ規定ニ從ヒ豫審ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第三百四十三條 前條ノ場合ニ於テハ檢事ノ起訴ナシト雖モ豫審判事檢證調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタルモノトス其調書ニハ現行ノ重罪又ハ輕罪ナルナルコトヲ記載ス可シ

豫審判事ハ速ニ書類ヲ檢事ニ送致ス可シ但檢事ヨリ其豫審手續ヲ繼續ス可キモノニ非サル意見アリト雖モ通常ノ規定ニ從ヒ之ヲ終結ス可シ

第三百四十四條 地方裁判所檢事及ヒ區裁判所檢事ハ豫審判事ヨリ先ニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ豫審判事ヲ待ツナク其旨ヲ通知シテ犯所ニ臨檢シ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但罰金及ヒ費用賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス

證人及ヒ鑑定人ノ供述ハ宣誓ヲ用ユルコトナク之ヲ聽ク可シ

第三百四十五條 前條ノ場合ニ於テ地方裁判所檢事ハ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ豫審判事ニ送致シ區裁判所檢事ハ之ヲ地方裁判所檢事ニ送致ス可



第四百十六條 區裁判所檢事其裁判所ノ管轄ニ屬スル輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ其事件急速ヲ要スルトキハ第四百十四條ニ規定シタル處分ヲ爲スコトヲ得

若シ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發シタルトキハ三日内ニ起訴ノ手續ヲ爲スコシ  
第四百十七條 第四百十四條、第四十六條ニ於テ檢事ニ許シタル職務ハ司法警察官モ亦假ニ之ヲ行フコトヲ得但勾留狀ヲ發スルコトヲ得ス

司法警察官ハ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致シ且被告人ヲ逮捕シタルトキハ共ニ之ヲ送致ス可シ

第四百十八條 地方裁判所檢事ハ區裁判所檢事又ハ司法警察官ヨリ事件ノ送致ヲ受ケタルトキハ一切ノ書類ニ請求書ヲ添ヘ豫審判事ニ送致ス可シ

若シ同時ニ被告人ヲ受取リタルトキハ二十四時内ニ之ヲ訊問シ勾留狀ヲ發シ又ハ發セズシテ前項ノ手續ヲ爲スコシ

第四百十九條 地方裁判所檢事ハ何レノ場合ニ於テモ輕罪ノ現行犯ニ係リ豫審ヲ求ムルニ及ハスト思料シタルトキハ勾留狀ヲ發シタルト否トニ拘ハラズ直チニ其裁判所ニ訴ヲ爲スコトヲ得  
被告事件罪ト爲ラス又ハ公訴受理ス可カラザルモノト思料シタルトキハ起

訴ノ手續ヲ爲スコカラス

### 第九節 保釋

第五百十條 豫審判事ハ豫審中勾留狀ヲ受ケタル被告人ノ請求ニ因リ檢事ノ意見ヲ聽キ何時ニテモ呼出ニ應シ出頭ス可キ證書ヲ差出シ且保證ヲ立ラシメ保釋ヲ許スコトヲ得

被告人無能力ナルトキハ法律上代理人ヨリ保釋ヲ求ムルコトヲ得  
第五百十一條 保證ノ金額ハ豫審判事之ヲ定メ保釋ヲ許ス言渡書ニ記載ス可シ

第五百十二條 保證ヲ爲スニハ被告人又ハ法律上代理人ヨリ金錢若クハ有價證券ヲ差出スコトヲ得

又裁判所ノ管轄地内ニ住シ且十分ナル資力アル者ヨリ金額ニ充ツ可キ保證書ヲ差出スコトヲ得  
第五百十三條 保釋人被告人ヲ呼出ストキハ出頭ヨリ二十四時前ニ其報告ヲ爲スコシ

第五百十四條 保釋中被告人呼出ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セザルトキハ保證金ノ全部又ハ一分ヲ沒收ス可シ



第一百五十五條 保證金ヲ沒收スルニハ檢事ノ意見ヲ聽キ豫審判事其言渡ヲ爲ス可シ

第一百五十六條 豫審判事保證金ヲ沒收シタルキハ保釋ノ言渡ヲ取消ス可シ又豫審中保釋ノ言渡ヲ取消スコトヲ必要ナリトスルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其言渡ヲ取消ス可シ

第一百五十七條 豫審判事保證金ヲ沒收シタル後免訴ノ言渡、違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シタルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ前ニ沒收シタル金額ヲ還付ス可シ

第一百五十八條 豫審判事免訴ノ言渡、違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ニ付キ公判ニ付スル言渡ヲ爲シ若クハ保釋ノ言渡ヲ取消シタルトキハ保證金ヲ還付ス可シ

第五十八條ノ二 保釋ヲ許ササル言渡ニ對シテハ其裁判所ヘ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キ其許否ヲ決定ス可シ

第五十九條 豫審判事ハ保釋ノ請求アルト否トヲ問ハス檢事ノ意見ヲ聽キ被告人ヲ其親屬又ハ故舊ニ責付スルコトヲ得

責付ヲ爲スニハ親屬又ハ故舊ヨリ何時ニテモ呼出ニ應シ被告人ヲ出頭セシ

ム可キ證書ヲ差出サシムヘシ

第六十條 責付中被告人ヲ呼出ストキハ出頭ヨリ二十四時前ニ其報告ヲ爲ス可シ

被告人正當ノ事由ナクシテ出頭セザルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ責付ノ言渡ヲ取消ス可シ

### 第十節 豫審終結

第六十一條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非ストシ又ハ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ豫審終結ノ處分ニ付キ檢事ノ意見ヲ求ムル爲メ訴訟記録ヲ送致ス可シ

檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ三日内ニ之ヲ還付ス可シ

第六十二條 檢事ハ豫審十分ナラスト思料シタルトキハ其條件ニ付キ更ニ取調ヲ請求スルコトヲ得若シ豫審判事其請求ヲ肯セザルトキハ檢事ハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ二十四時内ニ之ヲ還付ス可シ

第六十三條 豫審判事ハ檢事ノ意見如何ナルヲ問ハス後數條ニ記載シタル決定ヲ以テ豫審ヲ終結ス可シ

第六十四條 豫審判事ハ被告事件其管轄ニ非サルコトヲ認メタルトキハ其



旨ヲ言渡ス可シ若シ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前ニ發シタル令狀ヲ存シ又ハ新ニ令狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

第六十五條 豫審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ爲シ且被告人勾留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

第一 犯罪ノ證據十分ナラサルトキ

第二 被告事件罪ト爲ラサルトキ

第三 公訴ノ時効ニ罹リタルトキ

第四 確定判決ヲ經タルトキ

第五 大赦アリタルトキ

第六 法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキ

第六十六條 被告事件違警罪ナリト思料シタルトキハ區裁判所ニ移ス言渡ヲ爲シ且被告人勾留ヲ受ケタルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ

第六十七條 被告事件裁判所構成法第十六條第二號ニ記載シタル輕罪ナリト思料シタルトキハ區裁判所ニ移ス言渡ヲ爲シ其他ノ輕罪ナリト思料シタルトキハ其裁判所ノ輕罪公判ニ付スル言渡ヲ爲ス可シ  
被告人勾留ヲ受ケタル場合ニ於テ罰金ノ刑ニ該ルモノト思料シタルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ

禁錮ノ刑ニ該ル可キモノト思料シタルトキハ保釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲スコトヲ得若シ被告人未タ勾留ヲ受ケサルトキハ令狀ヲ發スルコトヲ得

第六十八條 被告事件重罪ナリト思料シタルトキハ其裁判所ノ重罪公判ニ付スル言渡ヲ爲ス可シ若シ保釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲シタルトキハ其言渡ヲ取消シ被告人未タ勾留ヲ受ケサルトキハ令狀ヲ發ス可シ

第六十九條 豫審終結ノ決定ニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ付ス可シ管轄違ノ言渡ヲ爲スニハ其理由ヲ明示シ若シ被告人ヲ勾留ス可キトキハ其理由ヲ明示ス可シ

免訴ノ言渡ヲ爲スニハ被告事件罪ト爲ラサルコト公訴受理ス可カラサルコト及ヒ其理由又犯罪ノ證據十分ナラサルトキハ其旨ヲ明示ス可シ  
區裁判所ニ移ス言渡又ハ公判ニ付スル言渡ヲ爲スニハ犯罪ノ性質、模様、證據ノ十分ナルコト及ヒ其罪ヲ罰ス可キ法律ノ正條ヲ明示ス可シ  
第七十條 前條ノ決定ニハ第七十六條ノ規定ニ從ヒ被告人ノ氏名等ヲ明示ス可シ

第七十一條 豫審終結ノ決定ノ正本ハ速ニ檢事及ヒ被告人ニ送達ス可シ  
第七十二條 檢事ハ重罪公判ニ付スル決定又ハ免訴若クハ管轄違ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得



被告人ハ重罪公判ニ付スル決定ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

第七十三條 重罪公判ニ付スル場合ニ於テ被告人ニ送達ス可キ決定ニハ其決定ニ對シ抗告ヲ爲スヲ得ヘキコト又ヒ其期間ヲ記載ス可シ其記載ナキトキハ更ニ通常ノ規定ニ從ヒ決定ノ送達アルマテ抗告期間ノ經過ヲ停止ス

第七十四條 豫審終結ノ決定ハ抗告ノ期間内又抗告アリタルトキハ其決定アルマテ執行ヲ停止ス但保釋責付ノ言渡ヲ取消ス決定ハ其執行ヲ停止セ

第四編 公判

第一章 通則

第七十五條 豫審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケ其決定確定シタルトキハ罪名ノ變更アルモ同一ノ事件ニ付キ再ヒ訴ヲ受クルコトナカル可シ但新ナル證據アルトキハ此限ニ在ラス新ナル證據アルトキハ檢事ヨリ之ヲ其裁判所ニ差出シ裁判所ニ於テハ其起訴ヲ許ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

第七十六條 公判ハ判事、檢事、裁判所書記出廷シテ之ヲ爲スモノトス

第七十七條 被告人ハ公廷ニ於テ身體ノ拘束ヲ受クルコトナシ但守卒ヲ置クコトアル可シ

第七十八條 裁判長ハ何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告人ニ對シ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

裁判所ハ被告人ヲ訊問シタル後何時ニテモ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發スルコトヲ得

第七十九條 被告人ハ辯論ノ爲メ辯護人ヲ用ユルコトヲ得 辯護人ハ裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ但裁判所ノ允許ヲ得タルトキハ辯護士ニ非サル者ト雖モ辯護人ト爲スコトヲ得

第八十條 左ノ場合ニ於テ被告人自ラ辯護人ヲ選任セザルトキハ裁判所ハ檢事ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ辯護人ヲ付スルコトヲ得

第一 被告人十五歳未満ナルトキ

第二 被告人婦女ナルトキ

第三 被告人聾者又ハ啞者ナルトキ

第四 被告人精神病ニ罹リ又ハ意識不十分ナルノ疑アルトキ

第五 被告事件ノ模様ニ因リ裁判所ニ於テ辯護人ヲ必要ナリトスルトキ 前項ノ辯護人ハ裁判長ノ職權ヲ以テ其裁判所々屬ノ辯護士中ヨリ選任スヘシ但辯護士一名ヲシテ被告人數名ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

第八十條 辯護人ハ裁判所ニ於テ訴訟記録ヲ閱讀シ且之ヲ抄寫スルコトヲ



得  
第四百八十一條 被告人ノ法律上代理人ハ其補佐人ト爲リ辯論ニ與カルコトヲ得

第四百八十二條 被告人出頭シテ辯論スルコトヲ肯セサルトキハ對席トシテ裁判ヲ爲ス可シ  
被告人審問ヲ妨ケ又ハ不當ノ行狀ヲ爲シ裁判長ヨリ退廷又ハ勾留ヲ命セラレタルトキ亦同シ若シ辯論ニ日ニ渉ルトキハ更ニ被告人ヲ出頭セシム可シ

第四百八十三條 被告人精神錯亂又ハ疾病ニ因リ出頭スルコト能ハサルトキハ痊癒ニ至ルマテ辯論ヲ停止ス但罰金以下ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ被告人代人ヲ差出シタルトキハ此限ニ在ラス  
辯論ニ取掛リタル後被告人精神錯亂シタルトキハ其痊癒ノ後新ニ辯論ヲ爲ス可シ其他ノ疾病ニ罹ルトキハ痊癒ノ後前ニ停止シタルヨリ以後ノ手續ヲ爲ス可シ但五日間辯論ヲ停止シ又ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求アリタルトキハ新ニ辯論ヲ爲ス可シ  
若シ被告事件及ヒ法律ノ適用ニ付キ既ニ辯論ヲ終リタルトキハ其痊癒ノ後更ニ取調ヲ爲スコトナク裁判ヲ爲ス可シ

第四百八十四條 裁判所ニ於テハ訴ヲ受ケサル事件ニ付キ裁判ヲ爲スコカラズ但辯論ニ因リ發見シタル附帶ノ犯罪ニ付テハ此限ニ在ラス  
若シ附帶ノ犯罪ニ付キ豫審ヲ必要ナリトスルトキハ本案ノ辯論ヲ停止スルコトヲ得

第四百八十五條 左ノ場合ニ於テハ附帶ノ犯罪ナリトス

- 第一 同一ノ場所ニ於テ同時ニ一人又ハ數人ニテ數罪ヲ犯シタルトキ
- 第二 數人通謀シテ日時又ハ場所ヲ異ニシ數罪ヲ犯シタルトキ
- 第三 自己又ハ他人ノ犯罪ヲ容易ニスル爲メ又ハ其罪ヲ免カルル爲メ他ノ罪ヲ犯シタルトキ

第四百八十六條 檢事及ヒ被告人ハ第一審第二審ヲ問ハス本案ノ判決アルマテ何時ニテモ管轄違又ハ公訴受理スコカラサル申立ヲ爲スコトヲ得  
裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ管轄違又ハ公訴受理スコカラサル言渡ヲ爲スコトヲ得

第四百八十七條 裁判所ニ於テ前條ノ申立ヲ却下シタルトキハ本案ノ判決ヲ待タス直チニ控訴又ハ上告ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ本案ノ辯論ヲ停止ス

第四百八十八條 調書ヲ作りタル司法警察官ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因



リ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ證人トシテ之ヲ呼出スコトヲ得  
第百八十九條 豫審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ更ニ

之ヲ呼出スコトヲ得

豫審ニ於ケル證人ノ供述書又ハ鑑定人ノ鑑定書ハ更ニ其證人、鑑定人ヲ呼  
出ササルトキ、證人、鑑定人呼出ヲ受テ出頭セサルトキ又ハ豫審及ヒ公判  
ニ於ケル供述、鑑定ヲ比較ス可キトキハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ  
又ハ裁判長ノ職權ヲ以テ之ヲ朗讀セシムルコトヲ得

第百九十條 第十五條以下ノ規定ハ公判ノ證人ニ第百三十五條以下ノ規定ハ  
公判ノ鑑定人ニモ亦之ヲ準用ス

第百九十一條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ出頭スル能ハサルコトヲ疏明  
シタルトキハ裁判所ハ其部員一名ニ命シ又ハ區裁判所判事ニ囑託シ其所在  
ニ就テ之ヲ訊問セシムルコトヲ得

第百九十二條 檢事、被告人及ヒ民事原告人ノ請求ニ因リ呼出ス證人ノ氏名  
目錄ハ開廷ヨリ一日前之ヲ各相手方ニ送達ス可シ

第百九十三條 證人ハ互ニ言語ヲ接ス可カラズ又供述前辯論ニ立會フ可カラ  
ス既ニ供述ヲ爲シタル後ハ公廷ニ留ル可シ但裁判長ヨリ退去ノ允許ヲ得タ  
ルトキハ此限ニ在ラス

第百九十四條 證人及ヒ被告人ノ訊問ハ裁判長之ヲ爲スモノトス

陪席判事及ヒ檢事ハ裁判長ニ告ケ證人及ヒ被告人ヲ訊問スルコトヲ得  
訴訟關係人ハ辯論ニ必要ナリトスル事項ヲ分明ナラシムル爲メ證人ヲ訊問  
ス可キコトヲ裁判長ニ求ムルヲ得

第百九十五條 證人又ハ鑑定人ノ供述不實ニシテ故意ニ出テ禁錮以上ノ刑ニ  
該シ可キ者ト思料シタルトキハ裁判所ニ於テ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ  
因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ取押ヘ勾引狀ヲ發シ豫審判事ニ送致ス可シ

其證人又ハ鑑定人ノ供述ハ裁判所書記之ヲ錄取シ豫審判事ニ送致ス可シ  
本條ノ場合ニ於テハ裁判所ニテ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權  
ヲ以テ本案ノ辯論ヲ停止スルコトヲ得

第百九十六條 被告人聾者、啞者又ハ國語ニ通セサル者ナルトキハ第百條第  
百一條ノ規定ニ從フ

第百九十七條 裁判所ニ於テハ證人被告人ノ面前ニ於テ十分ナル供述ヲ爲ス  
コトヲ得サル可シト思料シタルトキハ其證人ノ供述中被告人ヲ退廷セシム  
ルコトヲ得但裁判長ハ證人供述ヲ終リタル後被告人ヲ入廷セシメ其供述シ  
タル事項ヲ告知ス可シ  
本條ノ規定ハ共同被告人ニモ亦之ヲ適用ス



第四百九十八條

四十六

裁判長ハ各證憑ノ取調終リタル毎ニ被告人ニ意見アリヤ否ヤヲ問ヒ且其利益ト爲ル可キ證憑ヲ差出シ得ヘキコトヲ告知ス可シ又證憑物件ハ被告人ニ示シテ辯解ヲ爲サシム可シ

第四百九十九條

辯論中公判ノ手續ニ付キ異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽キ直チニ之ヲ裁判ス可シ

第五百條

裁判所ニ於テハ公訴ノ判決ト同時ニ私訴ノ判決ヲ爲ス可シ私訴ニ付キ取調未タ十分ナラサルトキハ公訴ノ判決アリタル後其判決ヲ爲スコトヲ得

第五百一條

被告人有罪ト爲リタルトキハ裁判所ノ職權ヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用ノ全部又ハ一分ヲ負擔ス可キ言渡ヲ爲ス可シ

第五百二條

免許又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ハ於テ公訴ニ關スル訴訟費用ハ國庫之ヲ負擔ス

第五百三條

私訴ニ關スル訴訟費用ノ負擔ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

第五百四條

被告人有罪ト爲リタルト否トヲ問ハヌ沒收ニ係ラサル差押物ハ所有者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ爲ス可シ

第五百五條

刑ノ言渡ヲ爲スニハ罪トナル可キ事實及ヒ證據ニ依リテ之ヲ認メタル理由ヲ明示シ且法律ヲ適用シ其理由ヲ付ス可シ

第五百六條

無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ爲スニ付テモ亦其理由ヲ明示ス可シ

第五百七條

判決ノ言渡ハ判決主文ノ朗讀ニ因リ之ヲ爲ス其判決ノ理由ハ判決ノ言渡ト同時ニ之ヲ朗讀シ又ハ口頭ニテ其要領ヲ告ク可シ

第五百八條

判決ノ原本ニハ其裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、其事件ニ干與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載シ判事、裁判所書記共ニ署名捺印ス可シ

第五百九條

訴訟關係人ハ其費用ヲ以テ判決ノ正本、謄本又ハ抄本ヲ求ムルコトヲ得但上訴ノ爲メ其求ヲ爲シタルトキハ書記ヨリ二十四時内ニ之ヲ下付ス可シ

第六十條

對席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ裁判長ヨリ其言渡ヲ受ケタル者ニ前條ノ請求及ヒ其判決ニ對シ上訴ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ告知シ又對席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ其判決ニ對シ故障ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ記載ス可シ

第六十一條

若シ其告知又ハ記載ナキトキハ更ニ其通知アルマテ上訴及ヒ故障期間ノ經過ヲ停止ス

第六十二條

裁判所書記ハ公判始末書ヲ作り左ノ事項其他一切ノ訴訟手續ヲ



記載ス可シ

- 第一 公ニ辯論ヲ爲シタルコト又ハ公開ヲ禁シタルコト及ヒ其事由
- 第二 被告人ノ訊問及ヒ其供述
- 第三 證人、鑑定人ノ供述及ヒ宣誓ヲ爲シタルコト若シ宣誓ヲ爲ササルトキハ其事由
- 第四 證據物件
- 第五 辯論中異議ノ申立アリタルコト、其申立ニ付キ檢事其他訴訟關係人ノ意見及ヒ裁判所ノ裁判
- 第六 辯論ノ順序及ヒ被告人ヲシテ最終ニ供述セシメタルコト
- 第二百九條 公判始末書ニハ前條ニ記載シタル事項ノ外裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、裁判長、陪席判事、檢事及ヒ裁判所書記ノ官氏名ヲ記載スヘシ辯論數日ニ涉ルトキハ其旨及ヒ同一ノ判事出席シタルコトヲ記載ス可シ
- 辯論中補充判事ヲシテ代ラシメタルトキハ其旨ヲ記載ス可シ
- 第二百十條 公判始末書ハ判決言渡ヨリ三日内ニ之ヲ整頓シ裁判長及ヒ裁判所書記署名捺印ス可シ
- 裁判長ハ署名捺印セサル以前ニ公判始末書ヲ檢閲シ若シ意見アルトキハ其紙尾ニ記載ス可シ

第二百十一條 判決及ヒ公判始末書ノ原本ハ訴訟記録ニ添付シ其裁判所ニ保存ス可シ若シ上訴アリタルトキハ之ヲ上訴裁判所ニ送付ス可シ

第二章 區裁判所公判

- 第二百十二條 區裁判所ハ左ノ場合ニ於テ其管轄ニ屬スル違警罪及ヒ輕罪ノ公訴ヲ受理ス
  - 第一 檢事ノ起訴アリタルトキ
  - 第二 豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判アリタルトキ
- 第二百十三條 檢事ハ何レノ場合ニ於テモ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發ス可キコトヲ裁判所ニ請求ス可シ
- 裁判所ハ裁判所書記ヲシテ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發セシム可シ
- 第二百十四條 呼出狀ニハ呼出ヲ受ク可キ者ノ氏名、職業、住所、出頭ノ日時、場所及ヒ被告事件ヲ記載シ且被告事件違警罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ナルトキハ代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ヘキ旨ヲ記載ス可シ
- 若シ被告事件ノ記載ナキ場合ニ於テ被告人未タ其事件ニ付キ取調ヲ受ケザリシトキハ辯護準備ノ爲メ二日ノ猶豫ヲ求ムルコトヲ得
- 第二百十五條 呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ



第二百十六條 判事ハ豫審ヲ經サル被告事件急速ヲ要スルトキハ公判ニ取掛ル前檢證處分ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ檢事其他訴訟關係人立會ヲ要セス

第二百十七條 證人ハ呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ

又呼出ヲ受ケスシテ出頭シタル者ト雖モ異議ノ申立ナキトキハ裁判所ニ於テ證人トシテ其供述ヲ聽クコトヲ得

第二百十八條 判事ハ先ツ被告人ノ氏名、年齢、身分、職業、住所、出生ノ地ヲ問フ可シ

檢事ハ被告事件ヲ陳述ス可シ

第二百十九條 判事ハ被告事件ニ付キ被告人ヲ訊問ス可シ

必要ナル調書其他證憑書類ハ書記ヲシテ朗讀セシメ又證人ノ供述ヲ聽キ其他證憑ノ取調ヲ爲ス可シ

若シ被告人ノ自白アリタル場合ニ於テ檢事、民事原告人ノ異議ナキトキハ他ノ證憑ヲ取調フルニ爲ハス

第二百二十條 證憑調濟ノ後檢事ハ事實及ヒ法律適用ニ付キ意見ヲ陳述ス可シ

被告人及ヒ其辯護人ハ答辯ヲ爲スコトヲ得

檢事、被告人及ヒ辯護人ハ迭ヒニ辯論ヲ爲スコトヲ得但辯論ノ最終ニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ供述セシシ可シ

第二百二十一條 公訴ニ付キ辯論終リタル後民事原告人ハ被害ノ事實ヲ證明シ且私訴ニ付キ其請求スル所ヲ陳述ス可シ

被告人、辯護人及ヒ民事擔當人ハ答辯ヲ爲スコトヲ得

第二百二十二條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ判決ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ若シ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

本條ノ場合ニ於テ勾留ヲ要スルモノト認タルトキハ前勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ勾留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

第二百二十三條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬シ且犯罪ノ證憑十分ナルトキハ判決ヲ以テ法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲ス可シ

第二百二十四條 犯罪ノ證憑十分ナラス又ハ被告事件罪ト爲ラサルトキハ判決ヲ以テ無罪ノ言渡ヲ爲シ又第百六十五條第三號以下ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シ

第二百二十五條 前二條ノ場合ニ於テハ私訴ニ付キ其請求價額ノ多寡ニ拘ハ



ラス判決ヲ爲スヘシ

第二百二十六條 呼出ヲ受ケタル被告人又ハ罰金以下ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ其代人公判ノ期日ニ出頭セサルトキハ檢事ノ請求スル所ヲ聽キ闕席判決ヲ爲ス可シ

私訴關係人出頭セサルトキハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ闕席判決ヲ爲ス可シ  
第二百二十七條 禁錮ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ被告人出頭セスト雖モ豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達シタル證アルニ非サレハ闕席判決ヲ爲ス可カラス

豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達スルコト能ハサル場合ニ於テハ裁判所ニテ猶豫ノ期間ニ被告人出頭セサルトキハ闕席判決ヲ爲ス可キ告知書ヲ其親屬又ハ其本籍若クハ最後ノ住所ノ地ノ市町村長ニ送達ス可シ若シ其本籍若クハ最後ノ住所ノ地分明ナラサルトキハ同上ノ告知書ヲ少クトモ一月間裁判所ノ掲示板ニ貼付シテ公示ス可シ

第二百二十八條 闕席判決ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ闕席者ニ送達ス可シ

闕席判決ヲ受ケタル者ハ其判決ニ對シ故障ヲ申立ルコトヲ得  
第二百二十九條 故障申立ノ期間ハ三日トス其期間ハ罰金以下ノ刑ヲ言渡シ

タル判決及ヒ私訴ノ判決ニ付テハ闕席判決ノ送達ヲ以テ始マリ禁錮ノ刑ノ言渡シタル判決ニ付テハ被告人自ラ其送達ヲ受ケ又ハ判決執行ニ因リ刑ノ言渡アリタルコトヲ知リタル日ヲ以テ始マル

第二百三十條 故障ヲ申立テントスル者ハ闕席判決ヲ爲シタル裁判所ニ其申立書ヲ差出ス可シ

第二百三十一條 裁判所ニ於テハ故障ノ申立アリタルコトヲ相手方ニ通知シ且其事件ヲ公判ニ付ス可キ期日ヲ定メ訴訟關係人ヲ呼出ス可シ

第二百三十二條 裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ故障ヲ許ス可キヤ否ヤ又故障ノ期間ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ缺クトキハ判決ヲ以テ故障ヲ棄却ス可シ

第二百三十三條 故障ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テハ更ニ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可シ

前項ノ場合ニ於テ故障申立人闕席シタルトキハ更ニ故障ヲ申立ルコトヲ得

第二百三十四條 第二百四十七條 第二百四十八條ノ規定ハ闕席裁判ニ對スル故障ニモ亦之ヲ準用ス



### 第二章 地方裁判所公判

第二百三十五條 地方裁判所ニ於テハ豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判ニ因リ其管轄ニ屬スル輕罪及ヒ重罪ノ公訴ヲ受理ス  
又輕罪ニ付テハ檢事ノ起訴ニ因リ其公訴ヲ受理ス

第二百三十六條 前章ノ規定ハ此章ニ別段ノ定メナキモノニ限リ地方裁判所ノ輕罪、重罪ノ公判ニ準用ス

第二百三十七條 重罪事件ニ付テハ開廷前裁判長又ハ受命判事ハ裁判所書記ノ立會ニ依リ一應被告人ヲ訊問シ且辯護人ヲ選任シタルヤ否ヤヲ問フ可シ若シ辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ被告人及ヒ辯護士ニ異議ナキトキハ辯護士一名ヲシテ被告人數名ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得  
書記ハ本條ノ訊問ニ付キ特ニ調書ヲ作ル可シ

第二百三十八條 裁判所ニ於テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ受命判事ヲシテ臨檢ノ處分ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百三十九條 裁判所ニ於テハ被告人其罪ヲ自白シタルトキト雖モ仍ホ證

憑ヲ取調ヘサル可カラス

第二百四十條 裁判所ニ於テハ被告事件區裁判所ノ管轄ニ屬スルモノト認メタルトキト雖モ第一審ノ判決ヲ爲ス可シ

私訴ニ付キ其請求ノ價額通常民事上區裁判所ノ管轄ニ屬スルトキ亦同シ  
第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ又ハ檢事ヨリ更ニ其事件ヲ重罪トシテ訴追スルコトヲ申立タルトキハ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲ス可シ但被告人勾留ヲ受ケサルトキハ勾留狀ヲ發ス可シ

其被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ  
受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

### 第五編 上訴

#### 第二章 通則

第二百四十二條 檢事其他訴訟關係人ハ法律ニ許シタル上訴ヲ爲スコトヲ得  
檢事ハ被告人ノ利益ノ爲メニモ亦上訴ヲ爲スコトヲ得

第二百四十三條 辯護人ハ被告人ニ代リ上訴ヲ爲スコトヲ得但被告人ノ明言

上訴 通則



シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

第二百四十四條

被告人ノ法律上代理人ハ獨立シテ上訴ヲ爲スコトヲ得

第二百四十五條

勾留ヲ受ケタル被告人上訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ監獄署長ニ差出シ署長ハ之ヲ其裁判所ニ送致ス可シ

第二百四十六條

檢事ヲ除ク外上訴ヲ爲シタル者ハ其判決アルマテ何時ニテモ之ヲ取下クルコトヲ得

第二百四十七條

訴訟關係人天災其他避ク可カラサル事變ノ爲メ上訴期間ヲ經過シタル場合ニ於テ其旨ヲ疏明シタルトキハ期間ヲ經過シタルニ因リ失ヒタル權利ヲ回復スルコトヲ得但障礙ノ止ミタル日ヨリ通常ノ期間内ニ其疎明ノ法ヲ申立書ニ記載シ上訴ヲ爲ス可シ

第二百四十八條

前條ノ申立アリタルトキハ裁判所書記速ニ其申立書ヲ相手方ニ送達ス可シ相手方ハ三日内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ得

第二百四十九條

上訴ヲ裁判ス可キ裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ先ツ其申立ヲ許ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

第二百五十條

上訴完結ノ後其訴訟記録ハ上訴審ニ於テ爲シタル裁判ノ騰本ト共ニ第一審裁判所ニ之ヲ返還ス可シ

第二章 控訴

第二百五十條

控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第百八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第二百五十一條

控訴ハ判決ノ一分ニ限り之ヲ爲スコトヲ得若シ之ヲ限ラザルトキハ判決ノ全部ニ對シ控訴ヲ爲シタルモノト看做ス可シ

第二百五十二條

控訴ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ五日トス

第二百五十三條

本案ノ判決ニ對スル控訴ノ期間内故障ヲ爲サスシテ直チニ控訴ヲ爲スコトヲ得

第二百五十四條

本案ノ判決ニ對スル控訴ノ期間内及ヒ控訴アリタルトキハ判決ノ執行ヲ停止ス

第二百五十五條

控訴ヲ爲スニハ申立書ヲ原裁判所ニ差出ス可シ

第二百五十六條

原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル控訴ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百五十七條

訴訟記録ハ檢事ヨリ控訴裁判所ノ檢事ニ送致シ其檢事ハ之



ヲ裁判所ニ差出ス可シ

公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合ニ於テ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ檢事ヨリ之ヲ控訴裁判所ノ監獄ニ移ス可シ

第二百五十七條 控訴裁判所ニ於テハ訴訟關係人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル後其裁判ニ取掛ル可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ

第二百五十八條 控訴ノ裁判ニ付テハ地方裁判所ノ第一審ニ關スル規定ヲ適用ス

第一審ニ於テ訊問シタル證人又ハ其鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ控訴裁判所ニ於テ其再度ノ訊問鑑定ヲ必要ナリトセサルトキハ之ヲ呼出ササルコトヲ得

第二百五十九條 控訴ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

控訴裁判所ノ檢事モ亦附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

第二百六十條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ期間ノ經過後ニ係ルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ

第二百六十一條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ヲ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ控訴ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ取消シ更ニ判決

ヲ爲ス可シ

第二百六十二條 控訴裁判所ニ於テハ原裁判所ノ管轄違ナルコトヲ認メタルトキハ前勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ勾留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

原裁判所ニ於テ不當ニ管轄違ヲ言渡シタルトキハ其判決ヲ取消シ事件ヲ其裁判所ニ差戻ス可シ

第二百六十三條 前條第一項ノ場合ニ於テ控訴ヲ受ケタル地方裁判所自ラ其事件ニ付キ第一審トシテ裁判權ヲ有スルキハ更ニ其事件ニ付キ判決ヲ爲

ス可シ但事件重罪ナルトキハ第二百四十一條ノ規定ニ從ヒ處分ス可シ

第二百六十四條 控訴院ニ於テ地方裁判所ガ輕罪ナリト裁判シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキ又ハ其事件ヲ重罪ナリトシテ主タル控訴又ハ附帶控訴アリタルトキハ其公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ

受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

本條ノ場合ニ於テ被告人辯護人ヲ選任セサルトキハ第二百三十七條第二項ノ規定ニ從ヒ裁判長ノ職權ヲ以テ辯護人ヲ選任ス可シ

第二百六十五條 被告人、辯護人又ハ法律上代理人ノミ控訴ヲ爲シタルトキハ原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スコトヲ許サス



被告人ノ利益ノ爲メ檢事ヨリ控訴ヲ爲シタルトキ亦同シ

第二百六十六條 控訴申立人出頭セサルトキハ關席判決ヲ以テ控訴ヲ棄却シ  
相手方出頭セサルトキハ申立人ノ意見ヲ聽キ關席判決ヲ爲スコトヲ

### 第三章 上告

第二百六十七條 上告ハ地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル本案  
ノ判決及ヒ第八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ  
得

第二百六十八條 上告ハ法律ニ違背シタル裁判ヲナスコトヲ理由トスルトキ  
ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

法則ヲ適用セス又ハ不當ニ適用シタルトキハ法律ニ違背シタルモノトス

第二百六十九條 裁判ハ左ノ場合ニ於テ常ニ法律ニ違背シタルモノトス

第一 規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セサリシトキ

第二 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除外セラレタル判事裁判ニ參與シタル

トキ但忌避ノ申請ハ上訴ヲ以テ除外ノ理由ヲ主張シタルモ其效ナ  
カリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

第三 判事忌避セラレ其忌避ノ申請ヲ理由アリト認メタルニ拘ハラズ裁

判ニ參與シタルトキ

第四 裁判所ニ於テ其管轄又ハ管轄違フ不當ニ認メタルトキ

第五 法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セサルトキ

第六 法律ニ定メタル場合ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽カサルトキ

第七 裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲サス又ハ職權ヲ  
以テ判決スルコトヲ得ヘキ場合ヲ除ク外請求ヲ受ケサル事件ニ付  
キ判決ヲ爲シタルトキ

第八 判決ヲ公行セス又ハ公開ヲ禁スル言渡ナクシテ辯論ヲ公ニセサル  
トキ

第九 裁判ニ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アルトキ

第十 擬律ノ誤錯アルトキ

第二百七十條 免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ被告人ノ利益ノ爲  
メ設ケタル規定ニ背キタルコト又ハ土地ノ管轄違アリト雖モ上告ノ理由ト  
爲スコトヲ得ス

第二百七十一條 上告申立ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日トス

第二百七十二條 本案ノ判決ニ對スル上告ノ期間内及ヒ上告ノ申立アリタル  
トキハ勾留及ヒ放免ノ言渡ヲ除ク外判決ノ執行ヲ停止ス



第二百七十三條 上告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出シ且其申立ヲ爲シタル日ヨリ五日内ニ趣意書ヲ差出ス可シ

裁判所ハ上告申立書及ヒ趣意書ヲ受取リタルヨリ二十四時間内ニ之ヲ相手方ニ送達ス可シ

第二百七十四條 相手方ハ上告申立書及ヒ趣意書ヲ受取リタル日ヨリ五日内ニ答辯書ヲ原裁判所ニ差出スコトヲ得

裁判所ハ其答辯書ヲ受取リタルヨリ二十四時内ニ之ヲ上告申立人ニ送達ス可シ

第二百七十五條 檢事ヨリ差出ス可キ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書ハ二通ヲ作リ一通ヲ上告裁判所ニ差出シ一通ヲ相手方ニ送達ス可シ

私訴ノ判決ニ對シ訴訟關係人ヨリ差出ス可キ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辯書ニ付テモ亦同シ

第二百七十六條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル上告ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百七十七條 訴訟記録ハ檢事ヨリ上告裁判所ノ檢事ニ送致シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出ス可シ

第二百七十八條 上告ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶上告ヲ爲スコトヲ得

上告裁判所ノ檢事モ亦附帶上告ヲ爲スコトヲ得

第二百七十九條 上告申立人及ヒ相手方辯護士ヲ差出スコトヲ得

重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲シ又ハ檢事ヨリ重罪ノ刑ニ該ル可キモノトシテ上告ヲ爲シタル場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者自ラ辯護士ヲ選任セサルトキハ上告裁判所長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ

第二百八十條 裁判長ハ受命判事ヲ定ム可シ

受命判事ハ訴訟記録ヲ檢閲シ其報告書ヲ作ル可シ但自己ノ意見ヲ付ス可カラス

第二百八十一條 上告申立人及ヒ相手方ハ受命判事ノ報告書ヲ差出スマテハ其趣意ヲ擴張ス可キ辯明書ヲ上告裁判所ニ差出スコトヲ得

受命判事報告書ヲ差出シタル後辯明書ヲ差出シタルトキハ之ヲ其報告書ニ添フ可シ

第二百八十二條 裁判所書記ハ開廷ヨリ三日前ニ開廷ノ期日ヲ上告申立人及ヒ相手方ノ辯護士ニ報知ス可シ

第二百八十三條 開廷ノ日ニハ受命判事先ツ其報告書ヲ朗讀ス可シ  
檢事及ヒ辯護士ハ各其趣意ヲ辯明ス可シ



私訴ノ上告ニ付テハ檢事最終ニ其意見ヲ陳述ス可シ

第二百八十四條 上告申立人又ハ相手方ヨリ辯護士ヲ差出ササルトキハ其儘ニテ判決ヲ爲ス可シ

第二百八十五條 上告裁判所ニ於テハ上告ノ理由ナキトキ又ハ法律上ノ理由ナキトキ又ハ法律上ノ方式及ヒ期間内ニ於テ起ササルトキハ判決ヲ以テ棄却ス可シ

第二百八十六條 上告ヲ理由アリキスルトキハ其上告ニ係ル判決部分ヲ破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲スヘシ但後二條ニ記載シタル場合ハ此限ニ在ラス

第二百八十七條 擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ判決ヲ破毀シタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク上告裁判所ニ於テ直チニ判決ヲ爲ス可シ

第二百八十八條 公判ノ手續規定ニ背キタルコトアリト雖モ其後ノ手續ニ利害及ホササルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク止タ其手續ヲ破毀ス可シ

第二百八十九條 判決ノ一分ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ他ノ部分ニ關係アルトキハ其部分ヲモ破毀ス可シ

擬律錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ被告人ノ利益ノ爲メニ判決ヲ破毀シタルトキハ其利益ハ上告ヲ爲ササル共同被告人ニ及ホス可シ

第二百九十條 上告裁判所ニ於テ破毀シタル事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可キトキハ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ指定ス可シ其單ニ私訴ニ係ル事件ハ之ヲ其裁判所ノ民事部ニ移ス可シ

第二百九十一條 第二百六十五條ノ規定ハ上告ニモ亦之ヲ準用ス

第二百九十二條 第一審裁判所ト第二審裁判所トヲ問ハス法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ニ於テ期間内ニ上訴スル者ナクシテ其判決確定シタルトキハ其事件ニ付キ上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢事ハ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ其裁判所ニ非常上告ヲ爲スコトヲ得  
非常上告ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀シ直チニ其事件ニ付キ判決ヲ爲ス可シ

### 第四章 抗告

第二百九十三條 抗告ハ法律ニ於テ特ニ許シタル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得



第二百九十四條 抗告ニ付テハ直近ノ上級裁判所其裁判ヲ爲スコトヲ得

抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ抗告申立人ヨリ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

第二百九十六條 抗告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ豫

審判事ニ差出ス可シ其裁判所又ハ豫審判事ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルト

キハ不服ノ點ヲ更正シ又理由ナシトスルトキハ意見ヲ付シテ三日内ニ抗告

申立書ヲ抗告裁判所ニ送致シ且豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付テハ訴訟

記録ヲモ送致ス可シ

第二百九十七條 抗告裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ書類ニ依リ抗告ノ裁

判ヲ爲スコトヲ得

第二百九十八條 豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付キ抗告裁判所ニ於テ必要

ナリトスルトキハ受命判事ヲシテ事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコト

ヲ得

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第二百九十九條 抗告裁判所ニ於テハ抗告ヲ許スコトヲ得又抗告ノ期間内

ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ闕クトキハ其抗告ヲ棄

却スコトヲ得

第三百條 抗告裁判ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ原裁判ヲ取消シ自ラ

更ニ裁判ヲ爲シ又抗告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ棄却スコトヲ得

### 第六編 再審

第三百一條 再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪、輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告人

ノ利益ノ爲メ之ヲ爲スコトヲ得但判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ

得ス

第一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタルモ其殺サレタルト認メラ

レシ者犯罪後生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタル確證アリタルトキ

第二 同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリ

タルトキ

第三 犯罪アル以前ニ作リタル公正證書ヲ以テ當時其場所ニ在ラサルコ

トヲ證明シタルトキ

第四 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アハタルトキ

第五 公正證書ヲ以テ訴訟記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタルト

キ

第六 判決ノ憑據ト爲リタル民事上ノ判決他ノ確定ト爲リタル判決ヲ以

テ廢棄若クハ破毀セラレタルトキ



第二百二條 再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

第一 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事

第二 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴裁判所ノ檢事

第三 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル抗告裁判所ノ檢事但司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴ヲ爲スコシ

第四 刑ノ言渡ヲ受ケタル者

第五 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタルトキハ其親屬

第二百三條 再審ノ訴ハ刑ノ消滅シタルニ拘ハラズ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得

第二百四條 再審ノ訴ヲ爲サントスル者ハ其趣意書ニ原判決ノ謄本及ヒ證據書類ヲ添ヘ之ヲ原裁判所ニ差出スコシ

原裁判所ノ檢事ハ其書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ上告裁判所ノ檢事ニ差出スコシ

原裁判所ノ檢事及ヒ控訴裁判所ノ檢事自ラ再審ノ訴ヲ爲サントスルトキハ前項ノ手續ニ從ヒ其書類ヲ差出スコシ

第二百五條 上告裁判所ニ於テハ檢事ノ請求ニ因リ速ニ受命判事一名ヲシテ其取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

第二百六條 上告裁判所ニ於テハ受命判事ノ報告及ヒ檢事ノ意見ヲ聽キ判決ヲ爲スコシ

第二百七條 上告裁判所ニ於テ再審ノ理由アルコトヲ認メタルトキハ原判決ヲ破毀シ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲スヘキコトヲ言渡シ其事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移スコシ

其送付ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲スコシ

第二百八條 死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタル場合ニ於テ上告裁判所ニテ再審ノ理由アルコトヲ認メタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク

原判決ヲ破毀スコシ

第二百九條 再審ノ判決ニ因リ無罪ノ言渡アリタルトキ又ハ前條ノ場合ニ於テ破毀ノ言渡アリタルトキハ其者ノ名譽ヲ復スル爲メ其判決ヲ揭示スコシ

### 第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

第三百十條 裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪ニ付テハ檢事總長其捜査ヲ爲スコシ

地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官モ亦其犯罪ニ付キ捜査ヲ爲シ



檢事總長ニ報告ス可シ

第三百十一條 前條ニ記載シタル犯罪ノ現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官ハ第四百四十四條及ヒ第四百四十七條第一項ノ規定ニ從ヒ豫審處分ヲ爲スコトヲ得但豫審判事ニ通知スルコトヲ要セス

第三百十二條 前條ノ場合ニ於テハ地方裁判所檢事ヨリ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ檢事總長ニ送致ス可シ

第三百十三條 檢事總長ハ何レノ場合ニ於テモ其事件大審院ノ特別權限ニ屬シ且起訴ス可キモノト認メタルトキハ豫審判事ヲ命ス可キコトヲ大審院長ニ請求ス可シ

第三百十四條 大審院長ヨリ命ヲ受ケタル豫審判事ハ豫審ヲ爲シタル上ニテ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ大審院ニ差出ス可シ

第三百十五條 大審院ニ於テハ檢事總長ノ意見ヲ聽キ先ツ其事件ヲ公判ニ付ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

其事件地方裁判所又ハ區裁判所ノ權限ニ屬スルモノト決定シタルトキ管轄裁判所ヲ指定シ其事件ヲ送致ス可シ若シ特別裁判所ノ權限ニ屬スルモノト

認メタルトキハ決定ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ

又第六十五條ニ記載シタル場合ニ於テハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シ

第三百十六條 前數條ニ於テ特ニ規定シタルモノヲ除ク外豫審、公判ノ手續ハ第三編第四編ノ規定ヲ準用ス

### 第八編 裁判執行 復權及ヒ特赦

#### 第一章 裁判執行

第三百十七條 刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第三百十八條 死刑ノ言渡確定シタルトキハ檢事ヨリ速ニ訴訟記録ヲ司法大臣ニ差出ス可シ司法大臣ヨリ死刑ヲ執行ス可キ命令アリタルトキハ三日内ニ其執行ヲ爲ス可シ

第三百十九條 死刑ヲ除クノ外刑ノ言渡確定シタルトキハ直チニ之ヲ執行ス可シ

體刑ノ言渡ヲ受ケ其執行ヲ遁レタル者ニ對シ檢事ノ發シタル逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ效ヲ有ス其闕席判決ニ係ル場合ニ於テ發シタル者亦同シ

第三百二十條 刑ノ執行ハ其刑ヲ言渡シタル裁判所ノ檢事又ハ上告裁判所ヨ

刑事訴訟法 裁判執行、復權及ヒ特赦、裁判執行



リ命ヲ受ケタル裁判所ノ檢事ノ指揮ニ因リ之ヲ爲ス可シ  
罰金、料料、訴訟費用及ヒ沒收物品、追徴金ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス  
可シ

破壞又ハ廢棄ス可キ沒收物品ハ檢事之ヲ處分ス可シ

第三百二十一條 死刑ノ執行ニ付テハ裁判所書記其始末書ヲ作り刑ノ執行規  
則ニ從ヒ立會ヲ爲シタル官吏ト共ニ署名捺印ス可シ

第三百二十二條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ニ付キ疑義ノ申立又ハ其執行  
ニ付キ異議ノ申立ヲ爲シタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ於テ之ヲ  
決定ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百二十三條 賠償及ヒ訴訟關係人ニ辨濟ス可キ訴訟費用ニ付キ其判決ノ  
執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

### 第二章 復權

第三百二十四條 復權ノ願ハ刑法第六十三條ニ定メタル期間經過シタル後刑  
ノ言渡ヲ受ケタル者ヨリ司法大臣ニ之ヲ爲ス可シ

復權ノ願書ハ現ニ住スル地ノ地方裁判所檢事ニ之ヲ差出ス可シ

第三百二十五條 復權ノ願書ニハ左ノ書類ヲ添フ可シ

第一 判決ノ正本

第二 主刑ノ滿期、特赦ト爲リ又ハ時効ノ成就シタルコトヲ證明スル書  
類

第三 假出獄及ヒ假ニ監視ヲ免セラレタル證書

第四 賠償及ヒ訴訟費用ヲ辨濟シ又ハ其義務ヲ免カレタル證書

第五 過去、現在ノ住所及ヒ生計ヲ記載スル書類

第三百二十六條 檢事ハ願人ノ品行其他必要ノ取調ヲ爲シ前條ノ書類ニ意見  
書ヲ添ヘ之ヲ檢事長ニ差出ス可シ

第三百二十七條 檢事長ハ更ニ必要ノ取調ヲ爲シ復權ノ願ニ關スル書類ニ意  
見書ヲ添ヘ之ヲ司法大臣ニ差出ス可シ

第三百二十八條 司法大臣ハ復權ノ願ニ關スル書類ヲ檢閲シ之ニ意見書ヲ添  
ヘ速ニ上奏ス可シ

第三百二十九條 勅裁ニ因リ復權ノ願ヲ却下シタルトキハ司法大臣ヨリ其旨  
ヲ檢事長ニ通知シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢事ニ通知ス可  
シ

前項ノ場合ニ於テハ刑法第六十三條ニ定メタル期間ノ半ヲ經過スルニ非サ  
レハ更ニ其願ヲ爲スコトヲ得ス



更ニ復権ノ願ヲ爲スニ付テモ亦前數條ノ規定ニ從フ

第三百三十條 復権ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ其裁可狀ヲ檢事長ニ送致シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所檢事ニ送致ス可シ  
檢事ハ裁可狀ノ謄本ヲ願人ニ下付ス可シ  
又刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ裁可狀ノ謄本ヲ送致シ其裁判所ニ於テハ之ヲ判決ノ原本ニ記入ス可シ

### 第二章 特赦

第三百三十一條 特赦ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ監獄署長ヨリ犯人ノ情狀ヲ具シ司法大臣ニ申立ルコトヲ得  
監獄署長ヨリ特赦ノ申立ヲ爲ストキハ檢事ヲ經由ス可シ但檢事ハ意見書ヲ添フ可シ  
特赦ノ申立アリタルトキハ司法大臣ヨリ其書類ニ意見書ヲ添へ上奏ス可シ  
第三百三十二條 司法大臣ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ特赦ノ申立ヲ爲スコトヲ得

死刑ヲ除ク外特赦ノ申立アリト雖モ刑ノ執行ヲ停止セス

第三百三十三條 特赦ノ申立却下アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ其旨ヲ通知ス可シ

第三百三十四條 特赦ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ特赦狀ヲ送致ス可シ此場合ニ於テハ第三百三十條ノ規定ニ從フ

### 附則

第一條 此法律施行前ニ受理シタル豫審ノ故障及ヒ其故障ノ判決ニ對スル上告ハ之ヲ受理シタル地方裁判所又ハ大審院ニ於テ抗告トシテ之ヲ裁判ス可シ

第二條 大審院ニ於テ既ニ受理シタル哀訴、裁判管轄ヲ定ムルノ訴及ヒ嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴ハ治罪法ノ手續ニ依リ大審院之ヲ裁判ス可シ

第三條 既ニ發シタル勾留狀收監狀ハ此法律ニ定メタル勾留狀ノ效ヲ有ス

第四條 此法律ノ規定ニ依リ市町村長ノ爲ス可キ職務ハ市町村長ヲ置カサル



地ニ在テハ其職務ヲ行フ吏員ニ屬ス

第五條 此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行シ其日ヨリ治罪法ヲ廢ス

明治三十四年十月三日印刷

明治三十四年十月十日發行

神田區裏神保町貳番地

編輯兼  
發行者

井 上 藤 吉

神田區表神保町拾番地

印刷者 今 成 溫 平

神田區裏神保町貳番地

文 錦 堂 書 店

發 兌 元

日本橋區葺屋町一 番地

瀧 川 書 店



146  
ト  
709

日本六法全書

全一冊

●紙數千頁クローヌ製美本  
●正價金五拾錢郵稅拾錢

日本六法と云へば別々本書を説明するの  
要なし本書の尤も校正を嚴よし印刷を鮮  
明よし製本を美麗よしたり國民として座  
右一日も缺くべからざる寶典をれば一讀  
高評を賜らんことを



